

議案第六十四号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十三年九月十五日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立三田いきいきプラザ

港区立神明いきいきプラザ

港区立虎ノ門いきいきプラザ

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

湖聖会・東急コミュニティー共同事業体

東京都中央区銀座七丁目十三番十五号医療法人社団湖聖会内

三 指定の期間

港区立三田いきいきプラザ

港区立虎ノ門いきいきプラザ

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

港区立神明いきいきプラザ

平成二十四年九月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(説明)

三田いきいきプラザ等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。